

下呂市監査告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成25年度定例監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市長から通知がありましたので、公表します。

平成26年9月3日

下呂市監査委員 杉山 好巳

下呂市監査委員 今井 美好

平成 25 年度 定例監査 指摘事項に伴う措置状況

1 現金取扱員の任命手続き等について		担当課：会計課
指 摘 事 項	措 置 状 況	
<p>地方自治法第 171 条第 2 項には「出納員その他の会計職員は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長がこれを命ずる」と定められています。また同条第 4 項では「普通地方公共団体の長は、会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない」と規定されています。しかしながら、同条における「その他の会計職員」である現金取扱員の任命行為及び会計管理者の事務の委任手続きが明確に行われていません。</p> <p>現金の取り扱い事務における権限と責任の所在を明らかにするため、明確な任命及び委任手続きを行うとともに、関係する規則及び規程を見直し、必要な整備を行ってください。</p>	<p>【改善中】</p> <p>関係規則等に基づき、現金取扱員の任命及び事務委任手続きを行い、その旨を告示します。また、関係する規則等については見直し、整備を行っています。</p> <p>現金取扱事務における明確な任命、委任手続きを行うことにより、現金取扱者としての意識付けを促し、適正な管理に努めてまいります。</p>	

2 委託業務等にかかる仕様書について		担当課：馬瀬地域振興課
指 摘 事 項	措 置 状 況	
<p>美輝の里心林公園周辺管理委託業務の仕様書に記載された業務内容は、概要を示したもので、作業面積や工作物の規格についての記載がなく不明確なものとなっていました。現場説明も行われていませんが同じ業務について毎年同一受注者と随意契約しており、こうした経過を踏まえて見積書が提出されたものと思われます。地方自治法施行令第 167 条の 15 第 2 項に「地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（略）に基づいて行わなければならない」と定められています。請負、委託契約等の際は、契約の適正な履行を確保するために適正な仕様書の作成に努めてください。</p>	<p>【改善中】 今後の発注に際しましては、適切な仕様書及び設計書を作成し、適正に契約が履行できるよう改善いたします。</p>	

3 各種補助金及び負担金の交付事務について		担当課：経営管理部 財政課
指 摘 事 項	措 置 状 況	
<p>補助金の交付については、地方自治法第 232 条の 2 で「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と定められ、公益上の必要性が前提となっています。これを根拠に数多くの補助金が交付されていますが、平成 17 年 3 月に策定された総務省「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」の中で、補助金について、その必要性、費用対効果などの検証、終期の設定や PDCA サイクルによる見直しが推進され、当市においても「補助金カルテ」により見直しが積極的に実施されていることは評価できます。補助金検討委員会が 3 年に 1 回、主管課においては毎年見直しが行われることとなっていますが、一層の適正化を図るため次の点について検討してください。</p>	<p>【改善中】 補助金の見直し作業については、これからの財政状況を踏まえ、合理化計画の一環として実施しています。平成 26 年度には「補助金カルテ」の全体見直しを予定していますが、特に①公益性、②効果効率性、③妥当性という基準を重要視し、総合的な判断をしていくよう心掛けます。また、統一的なルールやフローチャートが必要との意見も各担当課から受けていますので、26 年度の見直し作業に向けて実施方法を検討しています。</p>	

(1) 見直しには事業効果の評価が重要となることから、評価にあたっては「〇〇の振興」など抽象的な評価で終わらず、より詳細で具体的な方法による評価に努めてください。

(2) 補助事業団体の総会議案のみを添付した交付申請書及び実績報告書が散見されましたが、補助対象経費、補助対象外経費を明確にした書類を作成することが望ましいと思われまます。

(3) 予算科目は第 19 節「負担金、補助及び交付金」となりますが、事業の性質によって細節で (1) 負担金 (2) 補助金 (3) 交付金に区別されます。予算は施策の重要な裏付けであり、特に負担義務の有無は予算に大きく影響することから、細節の三分区分が混同することがないように事業の性質をよく見極めた上で適正な予算計上に努めてください。

(4) 当市補助金等見直しプロジェクト作成の「補助金の見直し方法」は、当然ながら補助金についてのみ対象となっていますが、イベント実行委員会などの各種団体を市が構成していることにより交付される負担金などにおいても、繰越金の取り扱いなど補助金の見直し方法が該当する事項については、同様の取り扱いが望まれます。

(1) 「補助金カルテ」では、補助金の目的や内容等について、細部にわたり具体的な事項の記入を求めています。「見込まれる事業効果」は、特に重要な事項と考えており、より詳細な記述となっております。ただし、申請者が作成する補助金交付申請書においては、具体的な内容が記入されていないものも見受けられることから、各担当課への周知徹底を図ります。

(2) 提出された収支報告書等のうち、補助対象外経費が含まれている場合には、補助対象となる内容と金額を明確にするよう各担当課に依頼しております。平成 26 年度には補助金カルテの全体見直しを予定しておりますので、再度周知徹底を図りたいと考えております。

(3) 補助金・交付金は、規則・要綱等を整備し、これに基づき予算の計上および執行をしております。

また、負担金については、市の負担割合が決まっている事業や、市が構成員となっている団体等への負担が主な内容です。ご指摘のとおり、負担義務の有無のほか、負担金額の妥当性等についても確実に判断することが重要と考えており、細節区分についても事業の性質を見極めた上で適正な予算計上に努めます。

(4) 運営補助金での繰越金については、平成 20 年度に「補助金カルテ」を作成した時点から問題視され、検討委員会において一定のルール化がされているところです。

負担金についてもルール化が必要であり、原則として単年度精算という方向で進めていくように検討中です。

4 保育園主食費等の徴収方法について

担当課：福祉部 児童福祉課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>保育園の3歳以上児の主食費は、通園バス運行協力費とともに公金外現金（預り金）として各保育園において保護者から毎月現金で徴収し、市が発行する納入通知書により一括して指定金融機関に払い込まれています。しかし、園児数が多い保育園では一度に徴収することは困難となっており、一括納付できるまでの間保育園において現金で保管されていることから、現金保管が長期間にわたることがないように納付方法を見直してください。なお、公金外現金とする場合は、預金通帳、現金出納簿等により厳正な取り扱いに努めてください。</p> <p>また、厚生労働省は通知（「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」）の中で、運営費について児童福祉法第51条第5号に規定する費用を前提にその範囲を示していますが、この中に3歳以上児の主食費は含まれていません。これを参考根拠として、3歳以上児の主食費は、私法上の原因（保護者の同意）に基づく私債権として取り扱われていると思われませんが、金額、納付方法、取り扱い手順等、徴収に関する根拠を明らかにしておく必要があることから、要綱等の制定について検討してください。あわせて、通園バス運行協力費及び職員、臨時職員、保育実習生、給食試食会にかかる給食費等についても同様の検討をしてください。</p>	<p>【改善中】</p> <p>下呂市会計規則に従い、その日の内に納付書に現金を添えて指定金融機関に払い込みます。ただし、金融機関の窓口営業終了後に保護者から納付依頼があった場合は、園長若しくは会計管理者が一時保管し、次の金融機関の営業日に払い込むこととします。</p> <p>以上により現金保管を最小日数とするとともに、これまでの現金出納簿に園長の承認印を押印し出納の厳正な取扱いに努めます。</p> <p>また、保護者が納める費用の根拠となる要綱等は、子ども子育て支援法の施行に伴う条例整備に併せ26年度中を予定しております。</p>

5 原材料支給及び重機借り上げについて		担当課：各振興事務所
指 摘 事 項	措 置 状 況	
<p>林道、農道、水路等の改修にかかる原材料支給及び重機借り上げについては、地元区長等からの申請があった場合、市の申請承諾を経て事業が行われ、事業完了届、実績報告書により市が事業の内容、単価の適否を確認の上、直接業者に代金が支払われています。この制度は、地域力の強化、速やかな行政の執行、予算の効率性において評価できるものです。しかしながら、この制度を活用して積極的に事業を実施している地域がある一方で、地域の過疎、高齢化によりこの制度の活用が困難となっている地域も存在します。こうしたことから、行政の公平性を考慮し、何らかの措置を講じられるよう要望します。</p>	<p>【改善中】</p> <p>平成 23 年度より、地域コミュニティの強化に向けた取り組みとして、本課予算で対応していた事業を集約して、各振興事務所単位の予算として配分しています。</p> <p>この予算には、農林土木事業における原材料支給、重機借上げ予算に加え、従来の農林土木では対応しきれなかったものについても、幅を持たせた予算になっています。</p> <p>狙いとしては、地域住民が自ら汗を流して活動をすることで、地域コミュニティ、地域力の強化を図ることを目的にしておりますが、ご指摘のとおり積極的に事業を推進できる大規模な自治会と過疎化や高齢化により対応が難しい自治会があることは承知しています。</p> <p>それら地域の諸課題への対応としては、現在市が進めております旧町村単位又は小学校区単位を基本とした地域づくり組織（団体）の中で、協議を進めていきたいと考えています。</p> <p>平成 26 年度から振興事務所は、「地域づくりの拠点」と位置づけするとともに、地域とのパイプ役となる地域活動の支援に特化した職員も配置し、地域活動を積極的に支援していきます。</p>	

6 公営企業会計における修繕費の経理区分について		担当課：観光施設
指 摘 事 項	措 置 状 況	
<p>下呂温泉合掌村事業会計において、当年度9月末で9件もの修繕費等について収益的支出から資本的支出に振替が行われていました。地方公営企業法施行令第9条第3項には「地方公営企業は、資本取引と損益取引とを明確に区分しなければならない」（「会計の原則」）と定められています。この経理区分の判断は難しい場合もあるかと思料しますが、固定資産の付加価値、耐用年数の延長の面について十分な検討をし、期間損益計算、原価償却計算の適正化の観点から厳正な予算管理に努めてください。また、区分基準の設定についても検討してください。</p>	<p>【改善中】</p> <p>当初、減価償却費の圧縮の目的もあり、軽微な修繕工事等の収益的支出による処理を行う予定でしたが、現地踏査の結果、資本取引との判断が必要となったため、企業会計の発生主義の原則から資本的支出への振替を行ったところです。今後、修繕費の経理区分については、会計規則の区分に準じて資本的支出及び収益的支出の判断を行い、厳正な予算執行に努めてまいります。</p>	

7 専門職員の配置、育成について		担当課：金山病院 事務課
指 摘 事 項	措 置 状 況	
<p>市立金山病院事務局事務課は、庶務係、医事係、人事係、用度係、施設係で組織され医療という専門性が必要とされる業務内容となっており、とりわけ医事係が分掌する診療報酬等の請求事務は高い専門性が求められます。診療報酬は病院収入の根幹をなすものであることと担当職員の負担を考慮し、特にこの事務処理について、臨時を含めた専門職員の採用または育成の検討を要望します。なお、こうしたことが困難な場合は、少なくとも人事ローテーションによる在籍期間が短期間とならないような配慮を要望します。</p>	<p>【改善中】</p> <p>医事係が分掌する診療報酬等のレセプト点検事務については、医療事務専門の会社に委託し請求事務を行っていますが、病院事業につきましては自立した経営の確保が強く求められますので、ご指摘いただいた点を考慮して今後の体制を整えてまいります。</p> <p>(回答：総務部 管理課)</p>	